

剪定枝粉碎機貸出申請書

鹿 児 島 市 長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

(団体名 _____)

電 話 _____

鹿児島市剪定枝粉碎機貸出要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

貸付期間	(貸出開始日) _____ (返却予定日) _____ 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
使用場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他(_____)
備 考	

(遵守事項)

第8条 利用者は、粉碎機の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎機により粉碎した剪定枝は堆肥、土壌改良材、雑草防止材等として有効利用するものとし、廃棄物として処理しないこと。
- (2) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (3) 使用上の注意を守り、事故に十分注意するとともに、騒音や散乱の防止等に十分配慮すること。
- (4) 粉碎機に異常があるときは、速やかに市へ報告し、その指示に従うこと。
- (5) 粉碎機を転貸しないこと。
- (6) 粉碎機を営利目的に利用しないこと。
- (7) その他市職員の指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、粉碎機を運搬及び使用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

2 利用者は、粉碎機を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りではない。